

「改正労働安全衛生規則説明会」開催のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀県支部

令和5年3月28日に改正労働安全衛生規則が公布され、本年10月1日から(②は令和6年2月1日から)適用されます。

【主な改正点】

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大
- ② テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化
- ③ 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）滋賀県支部では、次により、改正労働安全衛生規則等の説明会を開催致します。是非、ご参加下さい。

なお、講習会受講者には、受講証明書を交付します。

1. 開催日時 令和5年8月4日（金） 13：30～16：00

2. 場 所 滋賀県トラック総合会館 4F「大ホール」
守山市木浜町2298-4 TEL 077-585-8080

3. 内 容 (1) 改正労働安全衛生規則等の概要について
講師：滋賀労働局 健康安全課 担当官
(2) 改正労働安全衛生規則等の詳細について
講師：陸災防 安全管理士

4. 申込締切 令和5年7月25日（火） ※受講票等は送付致しません。

お問合せ先：陸災防 滋賀県支部（担当：中野） TEL 077-585-8080

改正労働安全衛生規則説明会申込書

参加者氏名	①	②
事業場名		
所在地	〒 —	
電話・担当者氏名	TEL() —	ご担当者名：

(送信先 FAX 077-585-8015)